

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市保育対策総合支援事業
補助の区分	事業補助（奨励補助） 事業補助（協調事業補助）
補助の概要	地域の実情に応じた多様な保育需要に対応することを目的として、私立認可保育所等又は私立認定こども園において、保育対策総合支援事業を行うために要する経費に対して補助金を交付する。
補助事業者	市内の私立保育所等
補助対象経費	保育環境改善等事業を実施するために必要な改修費、備品購入費 保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	新潟県保育対策総合支援事業補助金交付要綱に定める額 保育対策総合支援事業補助金交付要綱に定める額
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	新潟県保育対策総合支援事業補助金交付要綱に定める基準額 保育環境改善等事業（県2/3、市1/3）、保育補助者雇上強化事業（県7/8、市1/8） 保育対策総合支援事業補助金交付要綱に定める基準額
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化困難
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 地域の実情に応じた多様な保育需要に対応することを目的に交付するものであり、保育所等と事前協議を行いながら実施するため。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象保育所等に案内
事業担当（担当部署）	子ども若者課 子育て企画係
（電話番号）	0259-63-3126